

## 第6回 緊急対処事態対処 その2



### 第6回講座 緊急対処事態対処



(その2)

- 4 緊急対処事態の特性等
- 5 緊急対処事態対処行動
- 6 現地(連絡)調整所の設置・運営等



その2において説明する項目はスライドの通りです。

#### 4 緊急対処事態の特性等



- 1 非国家組織等による攻撃
- 2 突発的な発生
- 3 発生当初における事故との判別困難
- 4 不特定多数の住民が日常利用している場所(ターミナル駅、列車等、大規模集客施設等)、危険性内在施設(原発、ダム等)での惹起

緊急対処事態の特性をスライドに示しております。人の多く集合するような場所で、非国家組織が、非公然に準備し、ある日突然に惹起し、当初は事故とも思われるような事態であると考えればいいでしょう。

## 5(1) 緊急処理事態対処(全般)

- 1 緊急対処保護措置  
武力攻撃事態における国民保護のための措置に相当する措置
- 2 国民の保護の為の措置と同様な措置
  - ・避難
  - ・救援
  - ・安否情報の収集
  - ・災害への対処
  - ・応急の復旧 等

## 5(2) 緊急処理事態対処行動

ア 平素及び事態認定前の行動が肝要

### イ 平素からの準備

- ① 関係機関による連携協力体制の構築
- ② 対処マニュアルの整備(公的、私的施設)
- ③ 現地レベルでの緊密な連携確保体制
- ④ 資・器材の準備及び訓練の実施
- ⑤ 住民の啓発等

## 緊急処理事態対処行動(続)

ウ 事態発生時の対応

(国の緊急処理事態の認定の有無に関わらずに実施せざるを得ない場面もある。)

- 初動対応がポイント
  - ① 情報の収集
  - ② 現地調整所の迅速な設置と対処
  - ③ 所在住民等の避難指示・退避、警戒区域の設定(事態の認定が前提)
- 被災者の救助・救援、搬送
- 警戒要請(関係機関への警戒措置をとることの要請)

緊急対処事態に際しては、武力攻撃事態における国民保護措置に相当する措置をとることとなります。具体的な措置事項はスライドに示すとおりです。平素からの準備が重要です。

また、初動対処の適否が被害を局限し得るか否かを左右するでしょう。情報の集約と共有、関係機関の密接な連携、被害拡大防止措置の迅速な実施、被災者の救出・救護を的確にしなければなりません。

**参考資料** **地下鉄サリン事件対応**

機関等	行 動 等	備考
東京消防庁	化学機動中隊、特別救助隊、救急隊の出動	
警視庁	機動隊の機動救助隊出動 警視庁直轄の採取した残留物を科捜研へ、サリンと判明 サリンであるとの情報の関係機関への伝達	
自衛隊	事件発生20分後 関係部署に出動待機命令 104化防、化防小隊、化学学校、臨時の除染部隊 医官、看護官を病院に派遣、治療の助言・指導 関東からPAMの緊急輸送	
高品卸会社	大量の蒸気アトロピン(PAM)の全国から集約	
二次被害	消防(135名)、警察、医療従事者等に二次被害	
病院	通常外来診療の中止・患者の大量受入 PAMの取得要請	

地下鉄サリン事件の際の関係機関の動きを簡単に纏めてみました。

## 6 現地調整所(1)

- ① 国民保護措置等を実施する現地関係機関の連絡調整を図るために設置
- ② 夫々与えられた役割の範囲内で活動内容を調整し、情報を共有
- ③ 個々の現場に設置
- ④ 地方公共団体(主として市町村)が場所を決定し設置

**参考:** 災害対策においては、現地調整所の設置は明示されていない。現地対策本部を設置することがあり、必要性の認識が薄い? 然しながら、必要性が逐次に認識され始めており、中越地震やJR福知山線事故時には設置された。今後災害対策上の要否が検討されよう。





